**同意書**

　北陸先端科学技術大学院大学長　殿

北陸先端科学技術大学院大学産学連携社会人コース特別選抜に出願するにあたり、以下の各項に示す条件について、内容を理解し同意した上で出願します。また、入学後はこれらの条件に従うことに同意します。

１　本学入学後に学修・研究活動の成果として創出された特許法（昭和34年法律第121号）に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する考案及び意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠（以下「発明等」という。）の取り扱いは、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学発明規則（以下「本学発明規則」という。）に従って行われること。

２　前項の規定により、発明等は本学発明規則に規定する職務関連発明等として取り扱われ、当該発明等に係る知的財産権（特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権及び意匠法に規定する意匠権並びに特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利及び意匠法に規定する意匠登録を受ける権利をいう。以下同じ。）の帰属は学長が決定すること。

３　前項の規定により本学帰属となった知的財産権について所属機関が活用を希望する場合は、本学と所属機関との間で実施許諾に対する対価の支払いを伴う実施許諾契約を締結する必要があること。その際、当該実施許諾契約期間中に発生する当該知的財産権の維持に必要な費用は、原則として所属機関側がその全額を負担すること。

４　第２項の規定により本学帰属となった知的財産権について所属機関が本学持分の譲受けを希望する場合は、本学と所属機関との間で譲渡対価の支払いを伴う譲渡契約を締結する必要があること。

５　本学と所属機関との間で共同研究契約を締結した場合、発明等及び知的財産権に係る取扱いは、前各項の規定にかかわらず当該共同研究契約により決定されること。その際、当該取扱いは前各項と同じ内容にもなり得ること。また、契約の内容によっては、出願者の入学後の研究発表、論文投稿等の内容に制限が生じる場合があること。

年　　月　　日

出願者の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属機関担当者の所属・職名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属機関担当者の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿